

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第3回「第4次日向市地域福祉計画」策定委員会
開催日時	令和4年11月21日(月) 13:30～15:25
開催場所	日向市役所4階 第1～3委員会室
出席者	別添名簿参照 欠席者 橋口委員、曾我部委員、三浦委員、野口委員、弓削委員、十川委員
議 題	「第4次日向市地域福祉計画」中間報告 素案の検討 (1) 総論 (2) 各論
会議資料の名称 及び内容	○資料1「第4次日向市地域福祉計画」素案
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>「第4次日向市地域福祉計画」中間報告 素案の検討</p> <p>(1) 総論</p> <p>※資料を基に事務局が説明</p> <p>【質疑】</p> <p>会 長：まず、3ページについて、字が小さくて読みづらいという声が出ている。役割の部分ももう少し大きくするなど、見せ方を少し変えるなどした方が見やすいと感じた。ちょっと戸惑いそうな感じの見せ方かと思ったので。</p> <p>J P総研：確かに高齢の方が見られることを想定すると小さいかと思うので、大きめにする。互助・公助の担い手の詳細については、大きめな配置で再考したいと思う。</p> <p>大野会長：20ページから基本目標ごとにまとめが各3項目あるが、第3次計画を見た場合結構な量があるので、もう少しボリュームを持たせても良いのではないか。基本目標だけで推進施策が基本目標1で10、基本目標2で8、基本目標3で9という形であるため、取り組みと成果がもう少し大きくても良いかと感じた。</p> <p>事務局：26・27ページに目標値の進捗状況の見直しと合わせて、第3次計画の評価等を入れて、再度提案する。</p> <p>会 長：ヒアリングのパーセンテージの見せ方について、数値の高い順に左から右へだいたい1行になっているが、24ページだけ2段になっているため数字を縦に見せているのかなど。25ページを見ると左から右に小さくなっていき、24ページの場合は縦に小さくなっていくため、横向きの方が良いのではないか。22ページについては、低い数値を目立たせるために</p>	

会 議 録

意図的なものだと思う。

J P 総研：左から横に流れるように修正したいと思う。

会 長：32・33 ページについて、第3次計画を基にしているのでなかなか難しいところが多いと感じる。推進施策の中で似たような部分もあるので、可能であれば再度見直してほしいと思う。34 ページが白紙の状況ということで、現在福祉関係は6 圏域で動いているので、そういった福祉の動きを記載してもらえれば、日向市としての動きもわかるのではないかな。

事務局：まず、32・33 ページの体系の部分について、確かにご指摘の通り、今回推進施策が3 つほど増えている。それほど多様化、複雑化しているため統合すること自体が難しくなってきたが、可能かどうかを含めて検討し再度提案できるものがあれば提案したい。次に、34 ページの余白部分については、圏域のエリア図的なもの他に相談窓口一覧についても一応検討しているため、先ほどご提案のあった圏域の図とあわせて、案ができ次第提案したいと思う。余白の部分について、まだ検討段階ではあるが、市の総合計画の中ではSDGs を体系の後に持ってきているため、そういった見せ方も良いのかなと考えている。各論の方で説明することにはなるが、基本目標の下にSDGs がきており、その前段階で説明していた方が良いかと事務局内で意見が出ていたので、そこも含めて検討したい。

会 長：SDGs を上に持っていく、それに沿って今回の計画をつくるということで、ページを変更して基本目標1 というふうにした方が良いのかなと個人的には思っている。

委 員：今までの地域福祉計画の中でいろいろな縦割りの制度に横串を入れていこうというのが第1 回からの課題。その時に横串とは何かよくわからないところがあった。資料を見て何が横串になるのかなと思った。

会 長：縦割りの制度社会に対して横に串を通すということだが、事務局の方ではどうか。

J P 総研：計画の立てつけについては、前回も議論があったように、今回基本目標の設定の仕方というのが分野ごとに分けるのではなく、自助・互助・共助・公助に考え方を分けて基本目標を設定している。今まではそれぞれの福祉分野に分かれて取り組んでいたことを分野横断的にやっていくための考え方として、自助・互助・共助・公助それぞれの取り組みを進めていく横串を刺すための計画の立てつけということで今回は設定しているので、これがひとつの横串になるかと思う。例えば、庁内体制の部分では、「基本目標3(1)③包括的支援体制の整備・充実」や「基本目標3(2)③制度の狭間をつくらぬ各種サービスの創設、充実」といったものが、特に分野を横断的にやっていくために今後体制をつくっていくのかというところで、行政と社協が中心になって取り組んでいくべきこととして設定しているので、そういった部分も推進しながら今後分野横断的に取り組みを進めていければと考えている。

委 員：計画をつくるにあたって、全ての対象者を盛り込むことが意識化されているのは大変良いことだが、各計画で入れられているということを鑑みて、この計画の中には何を入れるのかということの共通理解しておかないと羅列になってしまいかねないと思う。子ども・高齢・障がい者を柱の中に入れるのが良いのか、どれであろうと対象となる人たちを理解するとか、相談窓口をどうするとか、どういう支援体制をつくるなどを地域福祉計画で押し出さしていただく必要があると思う。子ども・高齢・障がいはそれぞれの縦計画であるので、

会 議 録

その部分をどう整理するのが頭が痛いところだが、もっとシンプルで良いのではないか。集まる場所があるか、話す場所があるか、支える体制があるかということ向日向市ではどうつくっていくかが明確に、向日市のオリジナリティの中で打ち出せると良いと思う。ただ、ここまで組み上げられているので、大幅に変えることは難しいとは思いますが、わかりやすくすることは必要だと思う。

会 長：最初からこういう形のつくりということもあるかとは思いますが、わかりづらくなってしまっている可能性が非常に高いため、障がい者なら障がい者の計画、高齢者なら高齢者の計画の中で具体的なものを織り込んでいただくということもあるし、シンプルにしていくことも検討してほしい。

事務局：確かに施策が増えてきてわかりづらいというご指摘はごもっともだと思うので、業者を含めて事務局で検討していきたい。

会 長：基本目標1～3が自助・共助・公助という考え方でつくられているということであれば、基本理念に載せるかは別として、こういう形でつくっていくという明記をする必要があると思う。逆に子どもは子ども、高齢者は高齢者というのがわかりやすいと思うので、包括的にやるということをしちんと打ち出した方が良いかと思う。

事務局：この体系の前に31ページで基本的な考え方を示す部分については、ボリュームを考えながら入れていくようにしたいと思う。

委 員：私は保護司会の代表として来ているが、各論で一緒にしようということで第2章に掲げていただき大変ありがたく思っている。28ページに再犯防止について掲載しているので、32・33ページあたりにも盛り込むと整合性が取れるかと思う。文言としては、再犯防止に関する制定数について周知啓発というような感じで良いかと思うが、そういった頭出しがないと地域福祉計画の中で再犯防止計画が孤立化する感じがする。

事務局：今回再犯防止推進計画については、各論の章立てをして別に作成しているので、基本目標ごととは別立てでこのページ内には再犯防止推進計画を入れたいとは思っている。基本目標の中に収めるのは難しいと考えているが、見せ方については案を作成して示したいと思う。

委 員：地域福祉計画の中の再犯防止計画であるということが全体的に見えるところに入っていると、位置付けなどがわかりやすいと思うので検討してほしい。

委 員：言われたことはとても大事だと思っていて、章立ては別としても、地域福祉計画の柱の中に表記することは望ましいと思う。例えば、犯罪を犯した人は住む場所を見つけるのも大変だし、働く場所についてもなかなか地域に受け入れてもらえないという非常に深刻な生活課題を担っている。そういう人たちを地域で受け入れていこうというのが地域福祉計画だと思っているので、この計画の基本目標でいえば、「基本目標3(3)全ての人の生活を支えるサービスの維持・充実」に入ると思う。みんな同じような生活課題になっているので、地域住民にとって必要な施策サービスを一括して項目の中で柱としてまとめた方が、7つを整理するよりもすっきりするかと思う。107条1のあ～かという項目があるが、これは対象者別という意味ではなく、その状態にある人たちということが謳われているかと思うが、今回の計画では省略されているように思う。第3次計画の4ページに記載されている

会 議 録

あ〜かについてどうしていくのか、社会福祉法改正に基づいて考えていただきたい項目が整理されていると考えられるが、そこを満たすためにはどんな柱をつくと良いのかが問われているのかなと受け止めている。そういう意味で、先ほど黒木委員が言われた方々も入れ込むものがあつた方が良いのではないかと思う。

委 員：28 ページの基本目標 2 に再犯防止計画を入れていただいているが、内容としては基本目標 3 に入るのかなと思う。安心・安全という違和感があり、罪を犯した方が地域で元通りに暮らせるためにはいろいろなハンディがあるわけで、基本目標 3 の中にこの文言を入れて位置付け、各論では第 2 章という形で位置付けると良いのかなという気がしているが、また検討願いたい。

事務局：先ほど基本目標 2 に入っているとおっしゃったのは、第 3 次計画で基本目標 2(1)④に虐待・暴力・DV 防止、犯罪・再犯防止、社会的支援というものが位置付けられており、今回の第 4 次計画では基本目標 3(3)⑥に該当する部分ということで、少しわかりづらくなっていると思うが、位置的には問題ない。

会 長：両委員のお話にあつたように、統合してシンプルな形にという点については再度検討願いたい。第 107 条の部分がそういう形で可能ということであれば、よりしやすいのではないかと思う。あと、9 ページの策定体制について気になったのは、社会福祉協議会の場合は地域福祉計画、保護司会の場合は再犯防止推進計画ということで、もう少し社会福祉協議会と保護司会の部分を入れられないかなと思う。3 つの計画が入っているということ考えた場合、福祉計画が中心であるとしても、入れ方、見せ方については何かあつた方が良くかと思う。つくっていく経緯で、社会福祉協議会や保護司会の計画がこうやって立ち上がったという見せ方の部分で検討が必要かと思う。

事務局：後ほど、相談させていただきたい。

会 長：他に意見や質問等がなければ、各論に入っていきたいと思う。基本目標ごとに説明いただき、その都度意見を集約していく。

(2) 各論

※資料を基に事務局が説明 ～基本目標 1～

【質疑】

会 長：今からまだ変わっていくという考え方で良いのか。

事務局：今回お示したものはたたき台になるため、みなさまからのご意見や事務局の方で検討している部分もあるので、どんどん修正させていただきたいと思っている。

会 長：まだたたき台ということなので、見せ方についても今から変わることもあるし、内容についても社会福祉協議会の部分だけでいえば、今からどんどん書き変えさせていただこうかと思っているので、各委員の中でも意見をお願いしたい。37 ページについて、SDGs を下ではなく上に持ってきて、今回の計画は SDGs に沿ってつくっているということをきちんと明確にした上で、基本目標 2 を 1 ページに持ってきた方が良いのかなと思う。基本目標のところいきなり SDGs が出てくると、見ている人は戸惑うかもしれないので、見せ方としての話にはなるが、それに沿って計画を立てているという明確な説明があつた

会 議 録

方がわかりやすいと思った。

事務局：総論の方でSDG sをまとめようと検討しているところである。

会 長：36 ページに市民の役割と書いてあるが、大きさが中途半端かなと感じる。上の空いたスペースも気になる。あと、取り組み方針について、行政の役割、社協の役割、一人ひとりの心がけること、地域・団体の役割となっている。この場合、市民の役割と一人ひとりの心がけることで表現が分かれているが何か意図があるのか、単なる事務的なものなのかお聞きしたい。

J P 総研：36 ページでは、タイトルがそれぞれの役割になっているため、市民の役割という表記をしている。それ以降の取り組み方針については、もう少し柔らかめな表現として一人ひとりの心がけることとして最初に入れていたが、事務局の方からも表記を揃えた方が良いのではないかという意見も出ているので、取り組み方針の一人ひとりの心がけることについては市民の役割に、地域・団体の役割については地域・団体等の役割という表記で統一していこうと思っている。

会 長：地域・団体等の役割というのは、地域包括センターやNPOで色と形が同じようになっている部分で良いのか。

J P 総研：その部分になる。後半になってくると青の表示が増えてきて、包括支援センター、事業所、地域、専門職、事業者などいろいろな書体が出てきてしまいわかりづらくなっているのので、地域・団体に統一していこうという話になっている。

委 員：取り組み方針を分けて表記していただき方向性はわかるが、前回の計画書と比較すると方針がたくさん羅列されている印象を受ける。大事なのは具体的な取り組み内容をより具体的にすることが、この計画の重要なポイントになる。検討いただきたいのは、先ほど地域・団体・事業所等の役割を青で示すと言っていたが、フォーマルとインフォーマルが重なり、自助・共助・公助の区別が混乱する可能性があるのので、青の表記の仕方は整理する必要があるというのが1点目。2点目は、計画のつくり方について、新規はどれなのか。継続と新規があると思うので、表記の仕方を検討してほしい。また、前回の計画書はガントチャート方式で何年度までに何をするということが具体的に示されていたと思うが、予算獲得のためには計画の中に何年度までに何をするというものを入れていくことが、本来の計画の意味になると思うので、できればガントチャート方式で新規はいつまでに体制を整えるとか、実施するとかが入れると良いかと思う。その表記がないので、何か理由があるのか教えてほしい。

事務局：いただいた意見を持ち帰り検討したいと思う。フォーマルとインフォーマルのマーク、色合いの違いや新規・継続の部分について検討させていただく。また、いつまでに実施や設置などについては、一応事務局の中では表の矢印でそれぞれの役割も含めて表示していたところではあるが、見せ方等を再度比較して検討したいと思う。

委 員：ジェンダー平等はSDG sの中の大きな横串のひとつになっているので、例えば37 ページで5・10・16が入っているのであれば、44 ページにもジェンダー平等を入れてほしい。後の方を見るとジェンダー平等は入っていないが、同じような考えで検討して入れていただきたいと思う。

会 議 録

事務局：SDGsについて追加を検討させていただく。

会 長：SDGsはどういった考え方でここにこれを入れるというような基準はあるのか。

J P総研：すごく難しい部分になっていて、ジェンダー平等についても突き詰めると全ての施策に絡んでくるというふうに理解している。32・33ページのそれぞれの施策体系で各基本目標にぶら下がる取り組みの中で、ゴールに対して貢献できるような取り組みをしているかどうかというところで関連性を図って入れるようにしている。5番でいくと、男女平等に関して意識をつくっていくことが取り組みの中で出てくれば入れているような形になっているが、その考えに乗っ取った上で活動を進めていかなければならないところについても記載していくと、5番だけに限らず他のゴールについても上げていく必要があり、1番から17番まで全部の取り組みが重要であるということになってしまうので線引きをさせていただいている。ただ、ここには入れないといけないのではという指摘については、随時検討させていただき追加という対応もできるので、いろいろとご指摘いただければと思っている。

会 長：今あった内容について再度検討をお願いしたい。次に、基本目標2について事務局から説明をお願いする。

※資料を基に事務局が説明 ～基本目標2～

【質疑】

委 員：53ページの取り組み内容で民生委員・児童委員の活動推進とあるが、担い手不足、定員割れというのが今の非常に大きな課題であると思う。民生委員・児童委員になっていただける市民をどうやって発掘・要請するのかについて入れる必要があると思う。また、64ページに孤立にならない、孤立しない関係づくりのところで相談支援の充実とあるが、69ページの相談支援体制と重なるので、もし両方上げるのであれば関連項目として基本目標3の3-(1)-②のように示した方が、関連としてわかるのではと思う。同じようなものがいっぱい出てくると思う。それを鑑みた時に64ページでは1番目に相談支援の充実があり、さまざまな内容を受け止める相談窓口体制の整備に努めると書いてあるが、具体的な考えがない。評価する時に、今の段階で何か具体的なものを入れた方が計画の意味があると思う。それを鑑みると72ページとの関連も出てくるので、その整理の仕方を検討いただけるとありがたい。

事務局：いただいたご意見を再度検討する。

会 長：確かに総論から同じ部分があるということがあるので、何ページを参照などの表記を入れるとわかりやすくなるかと思う。また、新規・継続事業の見せ方についても検討いただきたい。では、基本目標3について事務局の方から説明をお願いする。

※資料を基に事務局が説明 ～基本目標3～

【質疑】

会 長：80ページの現状と課題の3つ目に放課後児童クラブについての記載があり、81ページの②の最後に放課後子ども教室の記載があるが、80ページの方にも記載しなくて良いのか。

会 議 録

福祉課と教育委員会という違いはあるが、少し気になる。

事務局：現状と課題の方にも、放課後子ども教室の記載を検討する。

先ほど、まとめられる施策についてはまとめるという意見をいただいた。子育てをとっても養育支援や虐待、経済的支援、発達についての相談など多岐に渡っている。それを現状と課題でまとめていくとかなりの数を上げていくことになるので、整理をしていく。また、これは市民に公表するものなので、市民が見てわかるような形でお示ししているところである。各分野に分かれている関係上、特に障がい者の親など、市はどのような位置付けで自分たちの子どもの施策を推進していくのかという質問を受けることもある。そういったことも鑑みて、市民にわかりやすく説明ができるようにお示しするようこの形にしている。計画では進捗状況もチェックしなければならないので、各施策に分けて庁内各課や社協も含めて毎年調査をしている。そういった状況もご理解いただき、今後まとめられる施策についてはまとめていきたいと思う。

委員：今の説明はよくわかるし、評価する時も縦計画の事業で評価していくことが効果的ということは十分理解しているが、相対的に言えば相談体制がどうなるとか、拠点や支援がどうなるとかの大きな柱が出て、その中で個別の施策をこのような形で進めるというイメージができると、地域福祉計画としても意味合いがわかりやすいかなと思う。例えば、熊本では県レベルではあるが、縁側づくりという表現で地域福祉計画を位置付けている。そういうネーミングやタイトル、キーワードのようなものでわかりやすくすることで地域福祉計画がクローズアップされると、それぞれの項目が生きてくると感じた。そこを含めて意味合いを受け取っていただきたい。

事務局：そういう方向で進めさせていただきたいと考えている。

委員：医療的ケア児の支援法について、昨年6月に国会で採択され、9月から施行された。今まで家族が介護していたが、社会的支援が必要ということで施行された法律。県はすでに子ども療育センターをつくっており、各市町村自治体においても具体的支援策をつくらなければならないということで明記されているが、福祉課の方に進捗状況を確認するとまだ検討中であった。他の自治体と比べて取り組みが遅いのはと思う。医療的支援の必要な子どもを持つ親から、法律ができたのに市の具体的な支援策が見えないという声も聞かれるので、取り組みを早めてほしいと思う。

事務局：医療的ケア児法が改正されて、そういったお子さんに対しての支援の充実が法的にも位置付けられている。本市としてもそういったことを鑑みて、日向東臼杵圏域で医療的ケア児連絡会を立ち上げ8月に実施予定で動いていたが、コロナの感染が爆発的に増えて、出席を予定していた事業所や医師会など委員の半数以上が欠席だったためやむなくできなかった。市としてもケア児法の改正に伴っての支援はしっかり受け止めているところではある。85ページの障がいのある子どもへの支援の充実のところ、ケア児法の改正についても載せているので、今後医療的ケア児の支援については行っていきたい。圏域で取り組む予定なので、その圏域の部分を取り組み内容に入れるかについては、事務局で検討したい。

委員：圏域の部分載せる必要はないが、日向市独自でどういう具体的な支援方法を考えているのかを聞きたかった。素案では、医療的ケア児への支援について全く表記されておらず、

会 議 録

行政が積極的に取り組むことになったので表記をお願いした。なるべく早く日向市独自の支援策を打ち出してほしい。予算と施策がいつになれば出るのかという期待もあるのでお願いしたい。

事務局：まずは、医療的ケア児法の改正内容について行政をはじめ、関係機関への周知を含めて会議をしたいと思う。改正内容の基、行政を含め事業所も認識をして、今後施策に反映していきたいと考えている。

委 員：83 ページに令和6年度より施行される改正児童福祉法に向け、子ども家庭センターの設置へ向けた調整とある。勉強不足で知らなかったが、今母子会として動いている部分と並行していくような仕組みなのか。

事務局：今までは子育て包括支援センターがあり、市の方で子ども家庭総合支援拠点が今年度開設予定である。子育て包括支援センターは乳幼児健診などの保健部門になり、子ども家庭総合支援拠点は困窮している子育て世帯や虐待などの対応を図る拠点である。それを総合して子ども家庭センターということで国が打ち出している。その中で経済的な困窮については、子ども家庭センターで取り扱うことになるが、そこで母子会との連携も出てくると思う。

会 長：では、第2章についての説明をお願いします。

※資料を基に事務局が説明

【質疑】

委 員：今回初めての内容ということで、戸惑いのある方がいらっしゃるかもしれないが、ここに書いてあるように国と県が計画をつくり、市町村もつくるということで、大筋はこれで結構だと思う。また、94 ページに社会を明るくする運動とあるが、これは毎年7月に全国的規模で実施されるもので、法務省の運動。7月はどこの市町村、都道府県に行ってもこの運動が行われており、今年で73回目という歴史ある運動なので、毎年7月に行われる法務省主唱の運動という文言を入れるとわかりやすいと思う。95 ページに重点施策として5項目あり、①②が横並びになっているが、この重点施策はすごく大事なところなので①から⑤を縦並びにした方が見やすいと思う。また、96 ページ、検挙された「者」ではなく、「人」という表記の方が良い気がする。「者」だと目線が高くなるような気がするので、他の部分についても「者」を「人」という表記に直した方が良いと思う。また、③保健、医療、福祉サービスの利用支援の文章はとても長いのに句点が最後にしかないので、3行目で切った方が良い。

事務局：ご指摘いただいた内容については、修正対応を行う。再犯防止推進計画の中で目標値など掲げられるものがあるか。

委 員：最初の計画策定になるので難しいと思う。課題があるとすれば、保護司の数が全国的に定員割れしているので、保護司会としてはなり手不足を大きな課題として捉えている。

委 員：第2章の組み立てが第1章と違う。第1章は取り組み方針があって、取り組み内容があるが、第1章と第2章を同じようにすることはできないのか。あるいは、こうしている理由があるのであればそれでも良いとは思いますが。2点目に、刑務所出所者が日向市民だった場

会 議 録

合、我々から日向市に問い合わせをするが、その時の窓口や相談する場所がその人の特性により高齢者や障がい者ということで区分けせざるを得ない時があるが、出所者の支援の位置付けとしてどういう体制を組んでいくことが求められるのかということをもう少し整理する必要があると思う。少し悪いことをして拘留されたら入口支援ということで私たちも駆けつけるのだが、居住地の行政の関係機関もその人の支援をする時にどこに電話をするのか戸惑うこともあるので、相談体制などを検討したり、支援が必要な人に対してどういう体制で受付をするとか、支援を検討していくとか、地域で受け入れていくなどについても、この中に入れてもらえると良いのかなと思った。3点目に、その人たちが地域に溶け込んで住める状況があるのかについては非常に難しさがあるので、洗い出していかなければやるべきことも見えてこない。高齢者でいえば地域ケア会議になると思うが、そういう体制をしっかりとつくることに意味があると思うので、そこも含めて検討いただければと思う。

事務局：検討させていただく。

委員：犯罪を犯した方の窓口について市役所ではわからないよう。保護司会関係は総務課、防犯は市民課、福祉面は福祉課。これは縦割の弊害だろうが所管する役所が法務省。相談を受けて更生する方が多いが、やはり途中でまた犯罪を犯したり、行方不明になったりする方もいる。我々はそういった福祉的支援が必要な場合は関係機関につなげている。社協にもよくお願いするが、非常に助かっている。再犯をした方が生き辛さを感じて生活できない場合は、福祉サービスに頼らざるを得ないということを十分に周知する必要がある。最終的に一市民として普通の方と同じように福祉サービスが受けられる体制になると良いと思う。再犯防止計画の盛り込みが今回初めてなので、具体的な課題に対してどうしていけば良いのかわかりにくいですが、今後改定する場合にはその辺りが見えてくるのではないかなという気がしている。個人的にはやっとな日向市が罪を犯した人たちの更生のための施策について動き出したかという気がしている。

会長：縦割りの弊害を今回は横串で刺していく計画なので、良い機会になるのではと思う。第1章と第2章の整合性についても検討願いたい。

委員：NHKのBSで保護司のシリーズがあり、すごく興味深かった。保護司の方が更生させることに一生懸命で、こういう番組がBSではなく普通のテレビでもあれば、保護司の方が大変な中仕事をがんばっているということで少しずつ理解も広がるのではと思った。

委員：保護司という身分を明かすなという時代もあったが、今は保護司というものを市民の中に定着させるよう大いにPRするよう方針が変わっている。社会を明るくする運動は大きなイベント会場で私たちが行くが、昔と考え方が変わってきたよう。面接会場もサポートセンターでシートを貼り便宜を図って面接をするので、自宅に行くことがなくなった。

会長：では、その他について事務局から何かあるか。

4. その他

事務局：今後の予定について、今回いただいた修正を随時行い、年明けの2月までに最後となる策定委員会を開催したいと思っているので、またご案内をさせていただく。また、お手元に

会 議 録

お配りしている意見書に修正の意見、また、目標については目標値の参考一覧をつけているので、各所属の方々に目標値を設定したいということがあれば上げていただきたいと思っている。自由意見についても素案の修正見直しの中で改善していきたいと思う。返信用封筒も付けているので、その中に入れてポストに投函していただき、12月の1週目くらいまでにいただければと思う。

5. 閉会